



東系

別出居の村も方々之より以て運
 せ五年十年一十年間を立て免
 し村々方々又二十年十年一平均
 中然るに之紀地とも地所更免
 定多ん之に之紀地より運し取
 十有五年物方より平均より免
 止折取より竹島之年一以前十年又
 以上物方本條作檢見段年々分以廣

1331

114
A1834



大正十一年四月
大正十一年四月
大正十一年四月



村を以て凶作し一年に當りては破免
 し候別出支免年限中一ても
 控り免いたるも一ても控合に
 當年ハ四方ハ河多も國先ツ可之
 おりとも終作ハ古者しものとも
 免ぬ支ぬ支年一凶年一と申出に控
 士七巡村もいたる知先ツ皆母と
 中一祀し年一とて當年一控上作例
 年一上作も一とて當年一作に以て

依て之を免し候之由破免別本
 中一ハ夫と押して定免平均と申
 後之ハ夫ハ民情不極以申之由
 至て申し方名法定免申一破免
 別出の格と以取扱言す一申編
 作控り免以申候一申之ハ何故不
 一申之とより然ハ一とて控り免ハ申控
 免の如く細子申着て免を以て免
 以てハ免を以て免と有以て一以候

了方りて然らぬそハ成又う之免ハ
 了了後りとも高年のぬき、凶作ニ
 節りハ或ハ水害おそてせ毛上ノ母
 毛とニおれしハ位し事もてありしを
 却ハ必捨りいたし 不忠そハ公平ニ
 有し、るまゝと考ル、又もニ平均定
 免とおれしハせ毛上ハ格別 柳ニ
 ても之をし 形有し、今ハ捨見いたし
 不忠と申し、初しは格ニおれ、事ニりて

下言こもて所始とす、海一、今始、政
 之世を、年ニ凶年ト、甚白いたし、風
 小あり、多れ、左ハ根、毛し、そハ、事、多
 捨り、中しく、是ハ、少、々し、免、合、上、今、下、今
 あり、も、重、た、し、以、在、在、草、一、そ、以、せ、く、よ
 も、や、古、根、し、以、在、在、草、一、そ、以、せ、く、よ
 二、二、今、今、年、又、し、以、得、道、出、力、と、廢、ヤ、し、く
 久、字、子、ニ、不、泥、凶、年、ニ、ハ、久、字、法、破、年、ハ、久
 お、捨、り、ん、た、し、一、甚、く、以、と、二、と、ハ、お

地を不分明に不釐高燦々
 以て一々り於百一大以在
 少一を二以りて二二二
 而そのも二以りて二二二
 の二然然二以法二お
 る二二根二有二十年二
 均ハ二下二二二根二二
 中二述二述二述二述二述
 あり二二二破二二二二二

根ありて二二二二二二二
 た二二二二二二二二二二
 二二二二二二二二二二
 凶年二二二二二二二二二
 檢見二二二二二二二二二
 あり二二二二二二二二二
 二二二二二二二二二二二
 村二二二二二二二二二二
 夫二二二二二二二二二二

少壯ころり報たてし四年遠作の事し
 民情ともい洞あふそ法則」とそを
 志のうちに今民のとよくまことし
 此中とそ道におかまの事しそよ當年ハ
 前条ニ中述らぬ事ニ非たし遠作
 ありあけ定めん極め一切破せん取
 とりどてあすそハ下ろてハ遠作中ハ
 聚斂のため左様し事し作おれ
 概ニ逆さ法こくことり民心不疑ハ眼前

し事ニ此すくけ所ハ深く以推察
 ありそをい何テ之をハ事後しそ
 破免取しそハ前文こカ中述らぬ
 見分いたしそ報調改しそ遠
 し規ハ此テ精ハ果以直すしそ
 少々多てそ下大坂府承合しそ目
 録しそ却多厚敷とそも當年し
 手ハ目録しそ扱いたしそ中此
 多を厚敷しそととしそしそ

之とも由多や收納ニま一向居ル者
 不取放付ル以道中ニま一不保為律
 越一十分ニ南に干ふた方し之とも
 以明ハ以如家ふと下度能也